



# Vol.11 今年のインフルエンザ対策はどこが変わるのか？

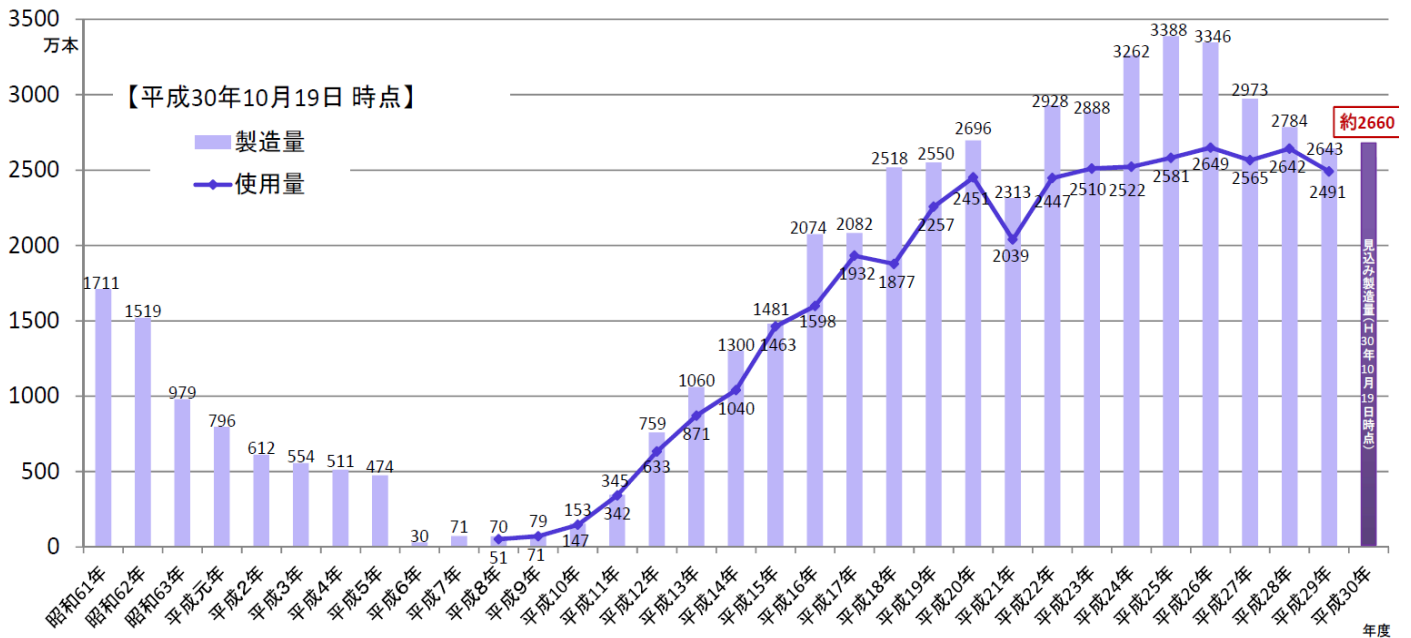
(2018年)

## ◆変更点1 13歳以上のインフルエンザワクチン接種は「1回接種」が原則

もともと13歳以上は1回接種が原則でしたが、昨年までは2回接種を行っている事例が結構ありました。2回接種をしてより効果が高まることはありません。また図1のようにここ数年のワクチン製造量は、需要量と比較してそれほど多くありません。厚労省からの通達にあるように日本全国で過不足なく接種するためには「1回接種」を徹底させる必要があります。またWHO（世界保健機構）は9歳以上の小児および成人は「1回注射」が適切としていますので、本邦においても9歳以上の小児も「1回注射」でも十分であると思われます。

(別添1)

## インフルエンザワクチンの製造量及び使用量の推移



※1 平成7年以前の使用量は不明

※2 1ml換算

図1

## 誤解されやすいポイント1 インフルエンザ迅速検査は万能ではない！

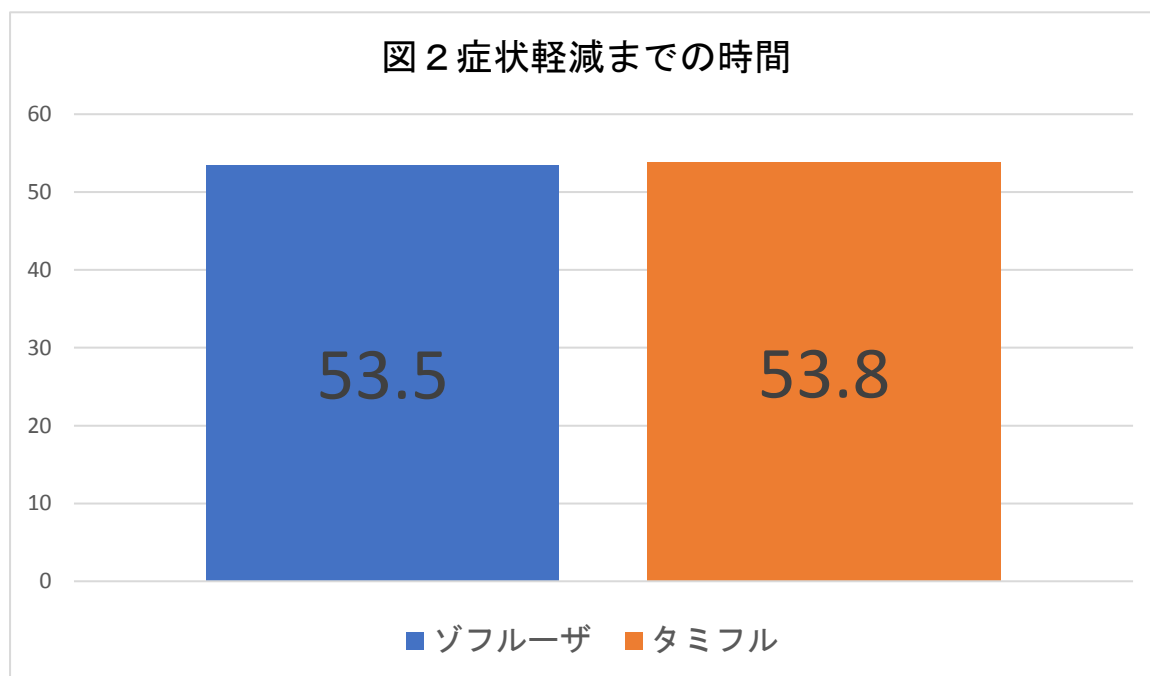
以前はインフルエンザの診断は典型的な症状（M's ダイアリーVol.4 参照）をもって診断していました。最近鼻の奥を綿棒でこするだけで短時間で診断できるインフルエンザ迅速検査が頻用されています。いろいろな種類がありますが、感度は100%ではありません。例えば感度が70%である場合、インフルエンザ患者100人に検査して陽性となるのが70人で残りの30人は陰性の結果になるということです。したがって、**検査陰性でもインフルエンザではないとはいえないこと**になります。症状や感染の状況をみて総合的に医師が判断することになります。米国では健康成人はインフルエンザに罹患しても特別な治療は必要としないため、インフルエンザ様の症状が出現した場合の対応として”stay home”（自宅療養）を推奨しています。検査をしても治療がかわらないので不要としています。本邦では職場からインフルエンザかどうかの診断を求められることが多く、ほとんどの患者さんが検査を希望されます。38℃以上の熱がでていてインフルエンザなら出勤停止でインフルエンザ以外のかぜであれば出勤OK というのはおかしいと思いませんか？どちらでも他の人に感染力はあります。

#### ◆変更点2 タミフルが10歳以上の未成年にも投与可能となりました

昨年まではタミフルは10歳以上の未成年には投与禁忌となっていました。今後は投与可能となっています。ただしリレンザやイナビル同様にこの年代に使用するには異常行動に注意が必要で、2日間保護者等は転落等の事故に対する防止策を講じる必要があります。投与可能とはなりましたが、そもそもこの年代の健康な人にそこまでして治療の必要性があるのか考える必要がありますね。繰り返しますがインフルエンザは大多数の健康成人の場合、特別な治療せずとも治る病気です。

#### ◆変更点3 1回内服だけの治療薬（ゾフルーザ®）が登場

昨シーズンよりインフルエンザ治療薬として1回内服するだけでよいゾフルーザ®が発売されました。図2のようにタミフルと同等の効果が示されています。副作用の頻度も大きな差はないもののウイルス変異を起こす確率が高く薬剤にたいする耐性の問題が懸念され今後の推移を見守る必要があります。安全性と効果の実績を鑑みるとタミフルがやはり第一選択薬であると思います。



#### ◆変更点4 医療機関にインフルエンザ治癒証明を求めない

2009年に新型インフルエンザが流行して以降、毎年インフルエンザシーズンになるとインフルエンザの治癒証明を求められることが多くあります。厚労省が作成した今年度のインフルエンザQ&Aに“インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくありません。”と記載されました。

## もとき内科クリニック

住所：藤沢市辻堂神台 1-3-39 かわりビル 4F

TEL:0466-47-8216

文：院長 大江 元樹